

藤岡市農業委員会

令和8年第6回

定例会議事録

令和8年6月5日招集

令和8年藤岡市農業委員会第6回定例会議事録

令和8年6月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和8年藤岡市農業委員会第6回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 24 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 25 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

議案第 27 号 農業委員会の適正な事務実施について

報告第 10 号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 11 号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (12名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	8番 山口 暁	9番 清水 春樹
11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸	13番 川村 信行	14番 塚本 欣吾

[出席農地利用最適化推進委員] (6名)

3番 根岸 秀利	8番 宮下 佐登志	9番 横山 万寿雄	13番 服部 毅
15番 宮下 功	17番 柳澤 憲司		

[事務局]

事務局 長	横田 道明
次長補佐兼係長	春山 崇
係 長 代 理	笠原 諒亮

事務局 次 長	三木 剛英
係 長 代 理	金井 朝恵

(開会13時27分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和8年 第6回定例会を進行させていただきます。はじめに、農業委員のT様のお母さまが5月14日にご逝去され、また、推進委員のN様が5月22日にご逝去されたため、農業委員会親睦会として、生花と御香典をお供えいたしましたことをご報告いたします。謹んでお悔やみ申し上げます。なお、N委員さんの後任につきましては、委員の任期が来月で満了となるため、補充はせずに欠員とさせていただくことで、会長、職務代理、美土里地区の推進委員さんと事務局の間で取り決めさせていただきましたので、ご報告いたします。次に、本日の定例会は、浅見会長が他の会議へ出席のため欠席となりますのでご報

告いたします。なお、本日の下審査につきましては、東庁舎 2 階の会議室を用意しておりますので、1 班の委員さんにつきましては、大変申し訳ありませんが、この後、ご移動をお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、山口職務代理よりごあいさつをお願いいたします。

(職務代理挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、山口職務代理に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和 8 年第 6 回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数 14 名中、出席委員 12 名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。1 番 飯塚 委員、2 番 武藤 委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 2 議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 2 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時34分)

(再開14時10分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番及び 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は藤岡の T さんが、農業経営の規模拡大を図るため、緑埜の農地 2 筆、面積 980 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 19 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は白石の T さんが、農業経営の規模拡大を図るため、白石の農地 1 筆、面積 372 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 19 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 24 号 整理番号 1 番及び 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 24 号 整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 24 号 整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 24 号 整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 24 号 整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番から 6 番の 4 件です。整理番号 3 番は中の K さんが、藤岡インターチェンジ西産業団地第 2 期造成事業により、自作地が減少するため代替地として、本動堂の農地 1 筆、面積 662 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 20 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は上落合の A さんが、農業経営の規模拡大を図るため、上落合の農地 8 筆、面積 4,778 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 20 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は上落合の A さんが、農業経営の規模拡大を図るため、上落合の農地 2 筆、面積 2,718 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 21 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、保美の農地 5 筆、面積 4,633 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 21 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 24 号 整理番号 3 番から 6 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 24 号 整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 24 号 整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 24 号 整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 24 号 整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして整理番号 5 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 24 号 整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 24 号 整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして整理番号 6 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 24 号 整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 24 号 整理番号 6 番は許可と決定します。続きまして、議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 5 番の 5 件です。整理番

号1番は、市内の法人が、下栗須の農地を使用貸借にて借り受け、露天資材置場用地として転用するもので、農地1筆、面積546㎡、農地区分は第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、岡之郷の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積1,117㎡、農地区分は第2種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、浄法寺のHさんが、下日野の農地を売買にて取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地2筆、面積135㎡、農地区分は第2種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、藤岡市が、鬼石の農地を寄付にて取得し、道路用地として転用するもので、農地1筆、面積13㎡、農地区分は第2種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、市外のTさんが、三波川の農地を売買にて取得し、一般住宅用地として転用するもので、農地3筆、面積1,376㎡、農地区分は第2種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第25号 整理番号1番から5番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第25号 整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第25号 整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第25号 整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第25号 整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号 整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号 整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号 整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号 整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号 整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号 整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 6 番から 8 番の 3 件です。整理番号 6 番は、市外の法人が、篠塚の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 917 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市外の法人が、篠塚の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 810 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、篠塚の K さんが、篠塚の農地を売買にて取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 263 m²、農地区分は第 1 種農地と判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 25 号 整理番号 6 番から 8 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 6 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号 整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号 整理番号 6 番は許可と決定します。次に、整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号 整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号 整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号 整理番号 8 番は許可と決定します。続きまして、議案第 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。議案第 26 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。7 ページから 10 ページの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地及び地域計画外の農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は 66 件です。同ページの計画につき

ましては、中間管理機構を通して農地の所有権の移転をするときに作成される計画で、今回の対象地は3件です。以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、議案第26号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に関係する委員の退席を願います。

<関係委員退席>

議長

議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長

続きまして、議案第27号 農業委員会の適正な事務実施について上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。その前に数字の訂正がございます。13ページ(3)新規参入の促進②目標の公表する農地の面積(A)3.2haを3.1haに訂正させていただきます。また、15ページ3農地転用に関する事務の1年間の処理件数113件を114件に、うち許可相当112件を113件に訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。それでは、議案書11ページをご覧ください。議案第27号 農業委員会の適正な事務実施についてご説明いたします。農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を公表するもので農業委員会の決定を求めるものであります。農業委員会は、最適化活動の目標を設定し、実施状況及び目標の達成状況について、農業委員会に関する法律、第37条の規定により、その結果を

公表することされておりますことから案を作成したものです。12 ページをご覧ください。別紙様式 5、令和 7 年 4 月 1 日の農業委員会の状況でございます。農業委員会の状況ですが、1 は昨年度の状況でございます。2 といたしまして農家・農地等の概要については、2020 年農林業センサス等の統計調査を基に記入してあります。大項目Ⅱの最適化活動の実施状況、1 の最適化活動の成果目標、(1) の農地の集積ですが、令和 7 年 4 月 1 日の、管内の農地面積 1610ha に対し、これまでの集積面積 698ha で、集積率 43.4%となっており、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加が課題となっております。目標については、藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、令和 9 年度末を目標年度とし、集積率 45.0%としております。令和 7 年度は、新規集積面積 1ha を目標とし、前年度末の集積面積 698ha との合計で 699ha といたしましたが、実績といたしまして、累計集積面積は 692ha、新規集積面積は 7ha の減少でしたが、これは農地の市街地編入に伴い、累計集積面積が目標値を下回ったものです。また、ベースとなる農地面積が 1,590ha と減少したため、集積率は 43.5%、目標に対する達成状況につきましては 100.2%となりました。13 ページをご覧ください。次に(2)の遊休農地の発生防止・解消ですが、令和 6 年度利用状況調査により判明した遊休農地 72.4ha、緑区分 43.2ha、黄区分 29.2ha であり、調査の円滑な実施と土地所有者への指導徹底が必要です。目標として緑区分は、令和 3 年度に確認された遊休農地を 5 年間で解消することを目標とするため 22.1ha の 5 分の 1、4.4ha、黄区分については、解消のための工程表の策定方針となっておりますので関係機関と協議し、工程表を策定する予定です。緑区分の遊休農地の解消目標面積 4.4ha につきましては、解消実績面積といたしまして 16.1ha、365.9%の達成状況でした。前年度に新規発生した緑区分の遊休農地 2.4ha につきましては、21.5ha の解消となりました。皆様に調査していただきました実施時期、取りまとめ時期につきましては以下のとおりとなっております。

(3) の新規参入の促進ですが、令和 4 年度から令和 6 年度の新規参入者の状況で新規参入者の農地及び農業用施設の取得が課題でございました。また、権利移動面積の目標につきましては、令和 4 年度から令和 6 年度の 3 ヶ年の平均の 1 割以上を目標とされておりますので 3.1ha となります。令和 7 年度の実績といたしましては、参入経営体が 16 経営体、取得農地面積は 5.9ha でございました。14 ページをご覧ください。最適化活動の活動目標ですが、最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定、新規参入者相談会の実施等を設定したものでございます。推進委員等が最適化活動を行う活動日数につきましては、最低でも月 6 日以上ということでありましたので、6 日としたものでございます。活動実績といたしましては、活動強化月間を 3 回設定し、8 月から 10 月を、遊休農地解消の目標、活動強化月間とさせていただいたものです。新規参入相談会への参加

につきましては、11月30日にJA主催の相談会へ参加させていただきました。大項目Ⅲの事務の実施状況ですが、月に1回の定例会、法定許可事務の件数及び権限移譲事務の件数等でございます。ご確認ください。また、最後の違反転用への対応ですが、違反面積については農業委員会からの措置命令を行ったものでカウントしておりますので、0件となっております。現在関係機関で調整している案件については含まれていませんので、ご了承ください。また、今後県との協議で一部数字の変更がある場合は事務局側で訂正をさせていただきますが、ご承知おきくださいますようお願いいたします。以上で、議案第27号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただ今、議案第27号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第27号 農業委員会の適正な事務実施にについて、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第27号 農業委員会の適正な事務実施について、原案のとおり決定します。続きまして、報告第10号・第11号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書16ページをご覧ください。報告第10号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4条が0件、5条が5件の計5件でございます。詳細については17ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第11号ですが、議案書18ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が3件、受理証明が1件、耕作証明が2件、許可取消願が1件の計7件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、報告第10号・第11号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、そのように決定します。以上をもちまして、令和８年 第６回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 38 分)